

○厚生労働省令第十一号

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十四年一月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令
(介護保険法施行規則の一部改正)

第一条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第三十四条の十三」を「第三十四条の二十一」に、「第一百四十条の六十二」を「第一百四十二条の二」に、「第一百六十五条の四」を「第一百六十五条の六」に改める。

第五条中、「第十七条の五」を「第十七条の二及び第十七条の五」に改める。

第九条の二第一項中、「第八条第十一項」を「第八条第十三項」に改める。

第十七条の二(見出しを含む。)中、「第八条第十五項」を「第八条第十六項」に改め、同条を第十

七条の二の四とし、第十七条の次に次の三条を加える。

(法第八条第十五項第一号及び第二号の厚生労働省令で定める日常生活上の世話)

第十七条の二 法第八条第十五項第一号及び第二号の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、これらに付随して行われる調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話をとする。

(法第八条第十五項第一号の厚生労働省令で定める者)

第十七条の二の二 法第八条第十五項第一号の厚生労働省令で定める者は、保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士とする。

(法第八条第十五項第一号の厚生労働省令で定める基準)

第十七条の二の三 法第八条第十五項第一号の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、居宅において看護師又は前条に規定する者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助をすることとする。

第十七条の三(見出しを含む。)中、「第八条第十六項」を「第八条第十七項」に改める。

第十七条の四(見出しを含む。)及び第十七条の五(見出しを含む。)中、「第八条第二十一項」を「第八条第十八項」に改める。

第十七条の六から第十七条の八までの規定(見出しを含む。)中、「第八条第十九項」を「第八条第

二十条」に改める。

第十七条の九(見出しを含む。)中、「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改める。

第十八条(見出しを含む。)中、「第八条第二十一項」を「第八条第二十三項」に改める。

第十九条(見出しを含む。)中、「第八条第二十三項」を「第八条第二十五項」に改める。

第二十条(見出しを含む。)中、「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改める。

第三十四条の三中、「事務所」を「同条第一項に規定する市町村事務受託事務所(以下「市町村事務受託事務所」という。)」に改める。

第三十四条の四第一項第一号中、「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改め、同項第三号中、「受託事務」を「市町村事務(令第十一条の二第一項に規定する市町村事務をいう。以下同じ。)」に改め、同項第四号中、「受託事務」を「市町村事務」に改め、同項第六号及び第七号中、「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改め、同項第九号中、「受託事務」(令第十一条の二第二項に規定する受託事務をいう。以下同じ。)を「市町村事務」に改め、同項第十号及び第十一号中、「受託事務」を「市町村事務」に改め、同項第十二号中、「書面」の下に、「(次条において「誓約書」という。)」を加える。

第三十四条の五第一項中「第一号」を削り、「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改め、同条第二項中「受託事務」を「市町村事務」に改め、「第百三十二条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第三十四条の六の見出しを「(市町村事務の委託の公示等)」に改め、同条第一項第一号中「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改め、同項第四号中「委託事務」を「委託する市町村事務に改め、同条第二項第一号中「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改め、同項第四号中「委託事務」を「委託している市町村事務」に改める。

第三十四条の八中「事務所」を「市町村事務」に改める。

第三十四条の九中「受託事務」を「市町村事務」に改める。

第三十四条の十中「事務所」を「市町村事務受託事務所」に、「受託事務」を「市町村事務」に改める。

第三十四条の十二第一項及び第三十四条の十三第二項中「受託事務」を「市町村事務」に改め、同条の次に次の八条を加える。

(指定都道府県事務受託法人的指定の要件)

第三十四条の十四 法第二十四条の三第一項の厚生労働省令で定める要件は、同項第一号に規定する事務(以下「質問等事務」という)については、次のとおりとする。

一 質問等事務を適確に実施するに足りる経済的及び技術的な基礎を有するものであること。

二 法人の役員又は職員の構成が、質問等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 質問等事務を行っている場合には、その業務を行うことによって質問等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前三号に定めるもののほか、質問等事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

(指定都道府県事務受託法人に係る指定の申請等)

第三十四条の十五 法第二十四条の三第一項に規定する指定都道府県事務受託法人に係る指定の申請等

都道府県事務受託法人(以下「都道府県事務受託法人」という)の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る同項に規定する都道府県事務受託事務所(以下「都道府県事務受託事務所」という)の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該指定に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

三 当該申請に係る都道府県事務(令第十二条の二第二項第七号)に規定する都道府県事務をいう。(以下同じ。)

四 当該申請に係る都道府県事務の開始の予定年月日

五 申請者の氏名、生年月日、住所及び職名

六 都道府県事務受託事務所の平面図

七 都道府県事務受託事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 都道府県事務に係る居宅サービス等を行つた者若しくはこれを使用する者又は介護給付等を行つた者若しくはその家族等からの苦情を処理するため講ずる措置の概要

九 当該申請に係る都道府県事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態

十 当該申請に係る都道府県事務に係る資産の状況

十一 令第十二条の七第一項各号に該当しないことを誓約する書面(次条において「誓約書」という。)

- 十二 役員の氏名、生年月日及び住所
十三 その他指定期に必要と認める事項

(指定都道府県事務受託法人的名称等の変更の届出等)
第三十四条の十六 指定都道府県事務受託法人は、前条第一項第一号、第五号(当該指定に係る事務に関するものに限る)から第十二号まで及び第十二号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定都道府県事務受託法人的都道府県事務受託事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2 都道府県事務の廃止、休止又は再開については、第一百三十三条第二項及び第三項(第三号を除く。)の規定を準用する。

(都道府県事務の委託の公示等)

第三十四条の十七 都道府県は、法第二十四条の三第四項の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

一 当該委託に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地

二 委託する指定都道府県事務受託法人的名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

三 委託開始の予定年月日

四 委託する都道府県事務の内容

二 都道府県は、法第二十四条の三第一項の委託を終了するときは、次に掲げる項目を公示しなければならない。

一 当該委託に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地

二 委託している指定都道府県事務受託法人的名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

三 委託終了の年月日

四 委託している都道府県事務の内容

(管理者)
第三十四条の十八 指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務受託事務所ごとに管理者を置かなければならぬ。

(身分を証する書類の携行)

第三十四条の十九 指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務を行つた場合においては、当該職員に身分を証する書類を携行させ、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(苦情処理)
第三十四条の二十 指定都道府県事務受託法人は、自ら実施した都道府県事務に対する居宅サービス等を行つた者若しくはこれを使用する者又は介護給付等を受けた被保険者、被保険者であつた者若しくはその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定都道府県事務受託法人は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(記録の整備)
第三十四条の二十一 指定都道府県事務受託法人は、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務の実施に関する次の各号に掲げる記録を整備し、

その完結の日から二年間保存しなければならない。

1 實施した都道府県事務の内容等の記録
2 前条第二項に規定する苦情の内容等の記録

第一百四十条の五十七中「第三十五条の十第一項第一号イ」を「第三十五条の十六第一項第一号ハ」に、「第三十五条の十第一項第一号ロ」を「第三十五条の十六第一項第一号ロ」に、「第三十五条の十第一項第一号ハ」を「第三十五条の十六第一項第一号ハ」に改める。

第一百四十条の五十九中第三号を削り、第四号を第三号とし、第六号を第五号とする。

第四章第十節中第一百四十条の六十一の次に次の二条を加える。

(法第五十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報)

第一百四十条の六十二の二 法第一百十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報は、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報(介護サービス情報に該当するものを除く)として都道府県知事が定めるものとする。

第一百四十条の六十三中「第一百十五条の四十四第四項」を「第一百十五条の四十五第五項」に改める。

第一百四十条の六十四の見出し中「第一百十五条の四十五第一項」を「第一百十五条の四十六第一項」に改め、同条名号列記以外の部分中「第一百十五条の四十五第一項」を「第一百十五条の四十六第一項」に改め、同条第一号中「第一百十五条の四十四第一項第一号」を「第一百十五条の四十五第一項第一号」に改め、同条第一号中「第一百十五条の四十四第一項名印」を「第一百十五条の四十五第一項名印」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 法第一百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業

第一百四十条の六十五第一項名号列記以外の部分中「第一百十五条の四十五第三項」を「第一百十五条の四十六第三項」に改め、同项第一号中「第一百十五条の四十五第一項」を「第一百十五条の四十六第一項」に改め、同项第一号中「第一百十五条の四十六第一項」を「第一百十五条の四十七第一項」に「第一百十五条の四十五第三項」を「第一百十五条の四十六第三項」に改め。

第一百四十条の六十六(見出しを含む)中「第一百十五条の四十五第四項」を「第一百十五条の四十六第一項」に改める。

第一百四十条の六十七(見出し)を除む)中「第一百十五条の四十六第一項」を「第一百十五条の四十七第一項」に改める。

第一百四十条の六十五第一項名号列記以外の部分中「平成二十六年度から平成二十七年度まで」を「平成二十六年度から平成二十七年度まで」に改め、同条中「平成二十六年度から平成二十七年度まで」に「一百万円」を「百九十万円」に改める。

第一百六十五条の三中「第一百三十二条の四第一項」を「第一百三十二条の五第一項」に改め、「第一百三十二条の三第一項」を「第一百三十二条の三第一項」に改め。

第九章中第一百六十五条の四の次に次の二条を加える。

(大都市の特例)

第一百六十五条の四 令第五十五条の二第一項の規定による地方自治法第一百五十一條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」といふ)が介護保険に関する事務を処理する場合は、第十七条の六第二号、第一百四十二条から第一百一十五号まで、第一百一十六条の三第四項第一号、第一百一十六条の十一、第一百三十条、第一百三十一号、第一百三十三条、第一百三十四条、第一百三十五条、第一百三十六条、第一百三十七条、第一百三十八条、第一百三十九号、第一百四十条の二十一及び第一百四十条の二十一中「都道府県知事」であるのは「指定都市の市長」と、第一百四十条の二十一中「都道府県知事を」であるのは「指定都市の市長」である。

(中核市の特例)

第一百六十五条の六 令第五十五条の二第一項の規定により地方自治法第一百五十一條の二十一第一項の中核市(以下「中核市」といふ)が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第七条の大第二号、第一百四十二条から第一百一十五号まで、第一百一十六条の三第四項第一号、第一百一十六条の十一、第一百三十条、第一百三十一号、第一百三十三条、第一百三十四条、第一百三十五条、第一百三十六条、第一百三十七条、第一百四十条の三から第一百四十条の十四まで、第一百四十条の二十一及び第一百四十条の二十一中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第一百四十条の二十一中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と読み替えるものとする。

別表第一の見出し中「第一百四十条の四十五第一項四十条の四十七」を「第一百四十条の四十五、第一百四十条の四十七」と改める。

様式第一の見出し中「当該職員の質問」の下に「若しくは第二十四条の三第一項の規定により委託を受けた指定都道府県事務受託法人の職員の第二十四条第一項の規定による質問」を記入する。
様式第二の見出し中「当該職員の質問」の下に「若しくは第二十四条の三第一項の規定により委託を受けた指定都道府県事務受託法人の職員の第二十四条第二項の規定による質問」を記入する。

「(特別介護予防サービス費の支給)

第五十四条(省略)

2(省略)

3(省略)

4(省略)

様式第三の見出し中「(特別介護予防サービス費の支給に關して必要があること)」に記入する。
認めるときは、当該支給に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「介護予防サービス等を担当する者等」という。)に対し、
て、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

しくは担当した者(以下この項において「介護予防サービス等を担当する者等」という。)に対し、
報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に關係者に
対して質問させ、若しくは当該介護予防サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

「(特別介護予防サービス費の支給)

第五十四条(省略)

2(省略)

3(省略)

4(省略)

5(省略)

は、特別介護予防サービス費の支給に關して必要があるときは、当該支給に係る介護予防第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権

サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において限について準用する。）

若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。」

「介護予防サービス等を担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提

に相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「居宅サービス等を担任する。」）

サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他

「第四十二条第三項」、「第四十二条第四項」、「第五十

କାହାର ପାଇଁ କାହାର ପାଇଁ କାହାର ପାଇଁ

四百三十二項、又は第五十四条第四項に、第七十八条の六第一項、又は第七十八条の七第一項に、
「第一百五条の六第一項、第一百五条の十五第一項又は第一百五条の二十四第一項、又は「第一百五条
の七第一項、第一百五条の十七第一項、第一百五条の二十一第一項又は第一百五条の三十三第一項」

〔特例居宅介護サービス費の支給〕
第四十三條
(省略)

市町村長は、特例居宅介護サービス費の支給に関する規定による質問又は検査について、
第二十一条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、
（省略）

のことは、当該又に係る居宅介護支援事業者に依りてはこれに相当するサービスを担当する者若しくは同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

相当な者たる下の項において「里学サ一ページ等を担当する者等」、いわゆる「担当者」が、

は帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問

させ、若しくは当該居宅サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備

機械業三十九の三機械及び機械業三十九の四機械業「第一百五十三条の三十四第一項」や「第一百五十三条の四十第一項」は「第一百五十三条の三十六第三項」や「第一百五十三条の四十二第三項」は略記¹⁰。機械業三十九の四機械業「第四十二条第三項」や「第四十二条第四項」は「第五十四条第三項」を「第五十四条第四項」は略記¹¹。

「第二百三条の二」或「第二百三条の三」或「第四十二条第三項」或「第四十二条第四項」或「第五十四条第三項」或「第五十四条第四項」は略記。
卷式標印の「監査官」第百十五条の三十六第三項及びを置く。

(介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正)

第一条 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令(平成十一年厚生省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第一百五条の四十四」を「第一百五条の四十五」に改める。

第四条の見出し中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同条中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に、「一万分の四」を「十万分の三十七」に改める。

第七条の見出し中「介護予防事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改め、同条各号列記以外の部分中「介護予防事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改め、同条第一号中「介護予防事業に」を「介護予防等事業に」に、「介護予防事業費額」を「介護予防等事業費額」に改め、同条第二号中「介護予防事業費額」を「介護予防等事業費額」に改める。

第九条中「介護予防事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改める。

第十条の見出し中「介護予防事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改め、同条中「介護予防事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に、「介護予防事業費額」を「介護予防等事業費額」に改める。

第十一条、第十二条第二項の表及び第十三条の二第一号中「介護予防事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改める。

第十二条の二中「第一百五条の四十四」を「第一百五条の四十五」に改める。

第十三条の見出し中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改め、同条中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に、「介護予防等事業費額」を「介護予防等事業費額」に改める。

第十四条の見出し中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改め、同条中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に、「介護予防等事業費額」を「介護予防等事業費額」に改める。

第十五条の見出し中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改め、同条中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に、「介護予防等事業費額」を「介護予防等事業費額」に改める。

第十六条の見出し中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改め、同条中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に、「介護予防等事業費額」を「介護予防等事業費額」に改める。

第十七条の見出し中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改め、同条中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に、「介護予防等事業費額」を「介護予防等事業費額」に改める。

第十八条の見出し中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改め、同条中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に、「介護予防等事業費額」を「介護予防等事業費額」に改める。

第十九条の見出し中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改め、同条中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に、「介護予防等事業費額」を「介護予防等事業費額」に改める。

第二十条の見出し中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改め、同条中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に、「介護予防等事業費額」を「介護予防等事業費額」に改める。

第二十一条の見出し中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改め、同条中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に、「介護予防等事業費額」を「介護予防等事業費額」に改める。

第二十二条の見出し中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改め、同条中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に、「介護予防等事業費額」を「介護予防等事業費額」に改める。

第二十三条の見出し中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改め、同条中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に、「介護予防等事業費額」を「介護予防等事業費額」に改める。

第二十四条の見出し中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改め、同条中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に、「介護予防等事業費額」を「介護予防等事業費額」に改める。

第二十五条の見出し中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改め、同条中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に、「介護予防等事業費額」を「介護予防等事業費額」に改める。

第二十六条の見出し中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改め、同条中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に、「介護予防等事業費額」を「介護予防等事業費額」に改める。

第二十七条の見出し中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改め、同条中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に、「介護予防等事業費額」を「介護予防等事業費額」に改める。

第二十八条の見出し中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改め、同条中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に、「介護予防等事業費額」を「介護予防等事業費額」に改める。

第二十九条の見出し中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改め、同条中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に、「介護予防等事業費額」を「介護予防等事業費額」に改める。

第三十条の見出し中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改め、同条中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に、「介護予防等事業費額」を「介護予防等事業費額」に改める。

第三十一条の見出し中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改め、同条中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に、「介護予防等事業費額」を「介護予防等事業費額」に改める。

第三十二条の見出し中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改め、同条中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に、「介護予防等事業費額」を「介護予防等事業費額」に改める。

第三十三条の見出し中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改め、同条中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に、「介護予防等事業費額」を「介護予防等事業費額」に改める。

第三十四条の見出し中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改め、同条中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に、「介護予防等事業費額」を「介護予防等事業費額」に改める。

第三十五条の見出し中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改め、同条中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に、「介護予防等事業費額」を「介護予防等事業費額」に改める。

二 前項第二号に掲げる場合にあつては、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日以後の期間につき日割計算により算出した家賃等の金額を、前払金の額から控除する方法

第二十条の四(削除)

第二十条の五第八号中「第二十九条第六項」を「第二十九条第七項」に改め、同号の次に次の二号を加える。

八の二 法第二十九条第七項に規定する保全措置を講じたことを証する書類

第二十二条の九の見出し中「第二十九条第六項」を「第二十九条第七項」に改め、同条中「第二十九条第六項」を「第二十九条第七項」に、「費用をいう。ただし、」を「費用〔〕に改め、「除く。」の下に「〕とする。」を加える。

第二十三条の十中「第二十九条第六項」を「第二十九条第七項」に改める。

第二十四条を次のように改める。

(家賃等の前払金の返還方法)

第二十五条 法第二十九条第八項の厚生労働省令で定める一定の期間は、次に掲げるものとする。

一 入居者の入居後、三月が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合にあつては、三月

二 入居者の入居後、一時金の算定の基礎として想定した入居者が入居する期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合(前号の場合を除く。)にあつては、当該期間

法第二十九条第八項の厚生労働省令で定める一定の期間は、次に掲げるものとする。

一 前項第一号に掲げる場合にあつては、法第二十九条第七項の家賃その他第二十条の九に規定する費用(次号において「家賃等」という。)の月額を三十で除した額に、入居の日から起算して契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗ずる方法

二 前項第一号に掲げる場合にあつては、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日以後の期間につき日割計算により算出した家賃等の金額を、一時金の額から控除する方法

第二十二条の二中「同条第七項」を「同条第九項」に改める。

別記様式第二裏面中「第二十九条第六項及び第八項」を「第二十九条第九項及び第十一項」に改める。

(別記様式第三を削る。)

別記様式第一の二裏面中「6」を「9」に、「7」を「10」に改める。

別記様式第二の三裏面中「第三十一條の四」を「第三十一條の五」に、「とあるのは「前項」とは「とあり、及び同条第四項中」「第一項」を「第三十一條の五第一項」に改める。

別記様式第三を削る。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第四条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「都道府県」の下に「(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二第一項の中核市(以下「中核市」という。)にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。)」を加える。

第三十六条第五項中「第一百七十六条第一項第二号」を「第一百七十六条第一項第三号」に改める。

第九十八条第四号中「第八条第十六項」を「第五条の二」に改める。

第一百四十四条第二項中「都道府県知事」の下に「(指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)」を加える。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正)
第五条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十三項」に改め、同条第四項中「第一百五十五条の四十五第一項」を「第一百五十五条の四十六第一項」に改める。

第二十六条第六項中「第一百七十六条第一項第二号」を「第一百七十六条第一項第三号」に改める。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)
第六条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「都道府県」の下に「(地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。)」を加える。

第三条第一項第一号イに次のただし書きを加える。

ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、一人とすることができる。

第七条第三項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十三項」に改める。

第三十三条第五項中「第一百七十六条第一項第二号」を「第一百七十六条第一項第三号」に改める。
(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正)

第七条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十条)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「都道府県」の下に「(地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。)」を加える。

第四条第二項中「都道府県知事」の下に「(指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)」を加える。

第八条第三項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十三項」に改める。

第三十四条第五項中「第一百七十六条第一項第二号」を「第一百七十六条第一項第三号」に改める。

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正)
第八条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第四項第一号イに次のただし書きを加える。

ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

第十三条第一項及び第五項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十三項」に改める。

第五十五条第四項第一号イに次のただし書きを加える。
ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

第五十八条第一項中「第一百十五条の四十五第一項」を「第一百十五条の四十六第一項」に改める。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)
第九条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第一号又は第二号」を「各号」に改める。

第三十七条第五項中「第一百七十六条第一項第二号」を「第一百七十六条第一項第三号」に改める。

第四十一条中「第八条第十六項」を「第五条の二」に改める。

第六十八条中「第八条第二十一項」を「第八条第十三項」に改める。

第八十五条第一項中「第一百十五条の四十五第一項」を「第一百十五条の四十六第一項」に改める。

第八十九条中「第八条第十八項」を「第八条第十九項」に改める。

第九十条第一項中「第八条第十九項」を「第八条第二十項」に改める。

第一百三十条第一項中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改める。

第一百三十二条第一項第一号イに次のただし書きを加える。

ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、一人とすることができる。

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第十条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「都道府県」の下に「(地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。)」を加える。

第三十四条第五項中「第一百七十六条第一項第二号」を「第一百七十六条第一項第三号」に改める。

第一百三十二条第二項中「都道府県知事」の下に「(指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)」を加える。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正)

第十四条中「第八条第十六項」を「第五条の二」に改める。

第三十六条第五項中「第一百七十六条第一項第二号」を「第一百七十六条第一項第三号」に改める。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正)

第十二条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「第一百十五条の四十五第一項」を「第一百十五条の四十六第一項」に改める。

第二十五条第六項中「第一百七十六条第一項第二号」を「第一百七十六条第一項第三号」に改める。

第三十一条第六号中「第一百十五条の四十四」を「第一百十五条の四十五」に改める。

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の一第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正)

第二十条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条の十三」を「第三十四条の二十一」に、「第一百四条の六十二」を「第一百四十条の六十二の二」に、「第一百五十五条の四」を「第一百五十五条の六」に改める。

第三十四条の三中「事務所」を「同条第一項に規定する市町村事務受託事務所」(以下「市町村事務受託事務所」という。)に改める。

第三十四条の四第一項第一号中「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改め、同項第三号中「受託事務」を「市町村事務(令第十二条の二第一項に規定する市町村事務をいう。以下同じ。)」に改め、同項第四号中「受託事務」を「市町村事務」に改め、同項第六号及び第七号中「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改め、同項第九号中「受託事務」(令第十二条の二第二項に規定する受託事務をいう。以下同じ。)を「市町村事務」に改め、同項第十号及び第十一号中「受託事務」を「市町村事務」に改め、同項第十二号中「書面」の下に「(次条において「誓約書」という。)」を加える。

第三十四条の五第一項中「第一号」を削り、「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改め、同条第一項中「受託事務」を「市町村事務」に改め、「第一百三十三条第二項」の下に「(及び第三項)」を加える。

第三十四条の六の見出しを「(市町村事務の委託の公示等)」に改め、同条第一項第一号中「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改め、同項第四号中「委託事務」を「委託する市町村事務に改め、「委託している市町村事務」に改める。

第三十四条の八中「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改める。

第三十四条の九中「受託事務」を「市町村事務」に改める。

第三十四条の十中「事務所」を「市町村事務受託事務所」に、「受託事務」を「市町村事務」に改める。

第三十四条の十二第一項及び第三十四条の十三第二項中「受託事務」を「市町村事務」に改め、同条の次に次の八条を加える。

(指定都道府県事務受託法人の指定の要件)

第三十四条の十四 法第二十四条の三第一項の厚生労働省令で定める要件は、同項第一号に規定する事務(以下「質問等事務」という。)については、次のとおりとする。

一 質問等事務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
二 法人の役員又は職員の構成が、質問等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
(指定都道府県事務受託法人に係る指定の申請等)

第三十四条の十五 令第十二条の七第一項の規定に基づき法第二十四条の三第一項に規定する指定

都道府県事務受託法人(以下「都道府県事務受託法人」という。)の指定を受けようとする者は、
次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る同項に規定する都道府県事務受託事務所(以下「都道府県事務受託事務所」という。)の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。
一 当該指定に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
三 委託終了の年月日
四 委託している都道府県事務の内容
(管理者)
五 都道府県は、法第二十四条の三第一項の規定により公示するときは、次に掲げる項目を公示しなければならない。
一 当該委託に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地
二 委託する指定都道府県事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名
三 委託開始の予定年月日
四 委託する都道府県事務の内容
(管理者)
五 都道府県は、法第二十四条の三第一項の規定により公示するときは、次に掲げる項目を公示しなければならない。
一 当該委託に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地
二 委託する指定都道府県事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名
三 委託終了の年月日
四 委託している都道府県事務の内容
(身分を証する書類の携行)

第三十四条の十九 指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務を行ふ場合においては、当該職員に身分を証する書類を携行させ、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

三 当該申請に係る都道府県事務(令第十二条の二第二項第七号に規定する都道府県事務をいう。以下同じ。)の種類

四 当該申請に係る都道府県事務の開始の予定年月日

五 申請者の定款、審附行為等及びその登記事項証明書等

六 都道府県事務受託事務所の平面図

七 都道府県事務に係る居宅サービス等を行つた者若しくはこれを使用する者又は介護給付等であつた者若しくはその家族等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

八 都道府県事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態

九 当該申請に係る都道府県事務に係る資産の状況

十 令第十二条の七第二項各号に該当しないことを誓約する書面(次条において「誓約書」という。)

十一 役員の氏名、生年月日及び住所

十二 役員の氏名、生年月日及び住所

十三 その他指定に関し必要と認める事項

(指定都道府県事務受託法人の名称等の変更の届出等)

第三十四条の十六 指定都道府県事務受託法人は、前条第一項第一号、第五号(当該指定に係る事務に関するものに限る。)から第七号まで及び第十二号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定都道府県事務受託法人の都道府県事務受託事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2 都道府県事務の廃止、休止又は再開については、第一百三十三条第二項及び第三項(第三号を除く。)の規定を準用する。

(都道府県事務の委託の公示等)

第三十四条の十七 都道府県は、法第二十四条の三第四項の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

一 当該委託に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地

二 委託する指定都道府県事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

三 委託開始の予定年月日

四 委託する都道府県事務の内容

5 都道府県は、法第二十四条の三第一項の規定により公示するときは、次に掲げる項目を公示しなければならない。

一 当該委託に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地

二 委託する指定都道府県事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

三 委託終了の年月日

四 委託している都道府県事務の内容

5 (身分を証する書類の携行)

第三十四条の十八 指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務を行ふ場合においては、当該職員に身分を証する書類を携行させ、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(苦情処理)

第三十四条の二十 指定都道府県事務受託法人は、自ら実施した都道府県事務に対する居宅サービス等を行つた者若しくはこれを使用者又は介護給付等を受けた被保険者、被保険者であつた者若しくはその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定都道府県事務受託法人は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(記録の整備)

第三十四条の二十一 指定都道府県事務受託法人は、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務の実施に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 実施した都道府県事務の内容等の記録

二 前条第一項に規定する苦情の内容等の記録

第三十五条第四項中「第一百五十五条の四十五第一項」を「第一百五十五条の四十六第一項」に改める。

第六十五条の五中「第六十三条第一項」を「第六十三条」に改める。

第一百三十三条の三十七第二項中「第三十五条の十第一項」を「第三十五条の十一第一項第三号イ」に改め、同条第三項中「第三十五条の十第一項第三号イ」を「第三十五条的十一第一項第三号」に改め、同条第三項中「第三十五条的九第一項第三号口」を「第三十五条的十第一項第三号口」に改める。

第一百三十三条の三十八第二項中「第三十五条的十第一項第二号イ」を「第三十五条的十一第一項第二号イ」に改め、同条第三項中「第三十五条的十第一項第二号口」を「第三十五条的十一第一項第二号口」に改め、同条第四項中「第三十五条的十第一項第二号ハ」を「第三十五条的十一第一項第二号ハ」に改める。

第一百三十三条の三十九第二項中「第三十五条的六」を「第三十五条的七」に改める。

第一百四十条の三第一項第十二号中「第三十五条的六」を「第三十五条的七」に改める。

第一百四十条の二十四第一項第十二号中「第三十五条的七」を「第三十五条的八」に改める。

第一百四十条の三十一第一項第十四号中「第三十五条的八」を「第三十五条的九」に改め、同条第二項中「第一百五十五条的四十五第三項」を「第一百五十五条的四十六第三項」に改める。

第一百四十条の四十四第一項第一号を次のように改める。
一 第一百四十条の四十八第一号の計画の基準日前の一年間ににおいて、提供を行つた介護サービス（法第一百五十条の三十五第一項に規定する介護サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費又は介護予防福祉用具購入費の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が百万円以下であるものとすることができる。

二 第一百四十条の四十六及び第一百四十条の四十七を次のように改める。

(法第一百五十条の三十五第二項の規定による公表の方法)

第一百四十条の四十六 都道府県知事は、法第一百五十五条の三十五第一項の規定による報告を受けた後、

当該報告の内容を公表するものとする。ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に同条第三項の調査を行つたときは、当該調査の結果を公表することをもつて、当該報告の内容を公表したものとすることができる。

(法第一百十五条の三十五第三項の厚生労働省令で定める介護サービス情報)

第一百四十条の四十七 法第一百十五条の三十五第三項の厚生労働省令で定める介護サービス情報（同条第一項に規定する介護サービス情報をいう。以下同じ。）は、別表第一及び別表第二に掲げる項目に開する情報とする。

ただし、適正な調査の実施に支障がないと認めるときは、これに代えて、都道府県知事が定める方法によることができる。

第一百四十条の五十三中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第一百四十条の五十七中「第三十五条の十第一項第一号イ」を「第三十五条の十一第一項第二号イ」に、「第三十五条の十第一項第二号口」を「第三十五条的十一第一項第二号口」に、「第三十五条的十一第一項第二号ハ」を「第三十五条的十一第一項第二号ハ」に改める。

第一百四十条の五十九中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第四章第十節中第一百四十条の六十二の次に次の二条を加える。

(法第一百十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報)

第一百四十条の六十二の二 法第一百十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報は、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報（介護サービス情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

第一百四十条の六十三中「第一百五十五条的四十四第四項」を「第一百五十五条的四十五第四項」に改める。

第一百四十条の六十四の見出し中「第一百五十五条的四十五第一項」を「第一百五十五条的四十六第一項」に改め、同条各号列記以外の部分中「第一百五十五条的四十五第一項」を「第一百五十五条的四十六第一項」に改め、同条第一号中「第一百五十五条的四十四第一項第一号」を「第一百五十五条的四十五第一項第二号」に改め、同条第二号中「第一百五十五条的四十四第二項各号」を「第一百五十五条的四十五第二項各号」に改める。

第一百四十条の六十五第一項各号列記以外の部分中「第一百五十五条的四十五第三項」を「第一百五十五条的四十六第三項」に改め、同项第一号中「第一百五十五条的四十五第一項」を「第一百五十五条的四十六第一項」に改め、同项第二号中「第一百五十五条的四十六第一項」を「第一百五十五条的四十七第一項」に、「第一百五十五条的四十五第三項」を「第一百五十五条的四十六第三項」に改める。

第一百四十条の六十六（見出しを含む。）中「第一百五十五条的四十五第四項」を「第一百五十五条的四十六第四項」に改める。

第一百四十条の六十七（見出しを含む。）中「第一百五十五条的四十六第一項」を「第一百五十五条的四十七第一項」に改める。

第一百六十条の三中「第一百三三条的四第一項」を「第一百三三条的五第一項」に、「第一百三三条的二第一項」を「第一百三三条的三第一項」に改める。

第九章中第一百六十五中第四の次に次の二条を加える。

(大都市の特例)

第一百六十条の五 令第五十一条の三第一項の規定により地方自治法第一百五十二条の十九第一項の規定による報告を受けた後、

第七条の六第三号、第一百四十四条から第一百二十五条まで、第一百二十六条の三第四項第二号、第一百三十条、第一百三十二条、第一百三十三条、第一百三十四条、第一百三十五条、第一百三十六条、第一百三十七条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百四十条、第一百四十一条、第一百四十二条の十四まで、第一百四十条の二十一及び第一百四十条の二十二中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第一百四十条の四十一中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と読み替えるものとする。

